

## 第 579 回富津市定例農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和 2 年 12 月 7 日（月）午後 1 時 30 分から午後 2 時 3 分

2 開催場所 富津市役所 4 階 401 会議室

3 出席委員（13 人）

1	稲村 耕一	2	澤邊 治之			4	山崎 正秀
5	佐久間 容	6	平野 弁一	7	大後 護	8	渡邊 和巳
9	茂木 比呂志	10	森田 泰彰	11	川口 寛市	12	鈴木 伸江
13	小柴 賢次郎	14	白井 和子				

4 欠席委員（1 人）

3	鈴木 昇						

5 事務局職員（3 人）

局長 茂木 雅宏	係長 赤井 聖	書記 樋口 悠亮	

会議の議案は次のとおり

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案第 3 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画  
の決定について

議案第 4 号 農用地利用配分計画案について

第 579 回 富津市定例農業委員会

発言者	発言内容
局長	開会 午後 1 時 30 分
局長	皆様こんにちは。委員の皆様には、ご多忙のところ第 579 回定例農業委員会総会にお集まりいただきまして誠にありがとうございます。
局長	開会に先立ちまして、本日の出席状況でございますが、 3 番 鈴木昇委員 が欠席となっております、 14 名中 13 名の出席となっております。 従いまして、農業委員会会議規則第 6 条により本日の会議は成立いたします。
局長	それでは早速会議を始めさせていただきます。 会議の議長は、農業委員会会議規則第 4 条の規定により会長にお願いいたします。
会長	(議長挨拶)  (報告連絡事項) 1 令和 2 年度経営力強化・農地集積促進シンポジウム参加 令和 2 年 11 月 17 日 青葉の森公園 芸術文化ホール (平野会長、樋口書記)
議長	(開会) ただ今から、第 579 回富津市定例農業委員会総会を開会いたします。

議長	<p>(議事録署名人の指名)</p> <p>それでは、会議に入ります。</p> <p>農業委員会会議規則第 13 条によりまして、私の方から議事録署名委員を指名いたします。</p> <p>10 番 森田委員、12 番 鈴木伸江委員を指名いたします。</p> <p>それでは、議事に入らせていただきます。</p>
議長	<p><b>【議案第 1 号】</b></p> <p>議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>議案第 1 号 1 番につきまして、担当委員の現地調査及び説明を 2 番 澤邊 委員お願いします。</p>
澤邊委員	<p>議案第 1 号 1 番について申請地を 12 月 6 日に確認しましたので、説明いたします。</p> <p>申請地の所在につきましては別添資料をご覧ください。</p> <p>佐貫町駅より南西の方向約 600m と約 800m にそれぞれ位置する農地です。</p> <p>権利者は農業経営の拡大、義務者は通作に不便なため申請地の売却を考えていたことから、売買による所有権移転の申請をすることとなりました。</p> <p>営農計画としましては、葉物野菜、ブルーベリーの栽培を行う予定です。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>担当委員の説明は終わりました。事務局補足説明をお願いします。</p>
事務局(樋口)	<p>ただいまの澤邊委員の説明に補足させていただきます。</p> <p>今回の案件は、義務者は申請地の売却を希望し、権利者は申請地を取得し、耕作、経営拡張することを目的とした申請です。</p>

	<p>申請地は、農用地域内の農地を含み、面積は1,213㎡、権利者の耕作面積は、6,421㎡であり、農用地域内の農地を取得する場合の下限面積は5,000㎡の為、基準を満たしております。</p> <p>その他機械、技術、労働力に関しても問題はないと考えます。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。</p> <p>ご質疑ございますか。</p> <p>(なし声)</p>
議長	<p>「質疑なし」ということですので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p>
議長	<p>議案第1号1番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員であります。</p> <p>よって議案第1号1番は承認されました。</p>
議長	<p>つづきまして、議案第1号2番につきまして、担当委員の現地調査及び説明を7番 大後 委員お願いします。</p>
大後委員	<p>議案第1号2番について申請地を12月5日に確認しましたので、説明いたします。</p> <p>申請地の所在につきましては別添資料をご覧ください。</p> <p>富津聖苑より西の方向約700mに位置する農地であります。</p> <p>権利者は農業経営の拡大、義務者は離農を考えていたことから、売買による所有権移転の申請をすることとなりました。</p> <p>営農計画としましては、ブルーベリー、菜花の栽培を行う予定です。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>担当委員の説明は終わりました。事務局補足説明をお願いします。</p>

事務局 (樋口)	<p>ただいまの大後委員の説明に補足させていただきます。</p> <p>今回の案件は、義務者は離農のために農地の売却を希望し、権利者は申請地を取得し、耕作、経営拡張することを目的とした申請です。</p> <p>申請地は、農用地区域内の農地であり、面積は 2,726 m<sup>2</sup>、権利者の耕作面積は、12,692 m<sup>2</sup>であり、農用地区域内の農地を取得する場合の下限面積は 5,000 m<sup>2</sup>の為、基準を満たしております。</p> <p>その他機械、技術、労働力に関しても問題はないと考えます。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。</p> <p>ご質疑ございますか。</p> <p>(なし声)</p> <p>「質疑なし」ということでありますので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p>
議長	<p>議案第 1 号 2 番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員であります。</p> <p>よって議案第 1 号 2 番は承認されました。</p>
議長	<p>つづきまして、議案第 1 号 3 番につきまして、担当委員の現地調査及び説明を 8 番 渡邊 委員お願いします。</p>
渡邊委員	<p>議案第 1 号 3 番について申請地を 12 月 6 日に確認しましたので、説明いたします。</p> <p>申請地の所在につきましては別添資料をご覧ください。</p> <p>天神山小学校より南西の方向約 900mに位置する農地であります。</p> <p>権利者は農業経営の拡大、義務者は離農を考えていたことから、売買による所有権移転の申請をすることとなりました。</p> <p>営農計画としましては、水稻栽培を行う予定です。</p>

	<p>以上です。</p>
議長	<p>担当委員の説明は終わりました。事務局補足説明をお願いします。</p>
事務局（樋口）	<p>ただいまの渡邊委員の説明に補足させていただきます。</p> <p>今回の案件は、義務者は離農のために農地の売却を希望し、権利者は申請地を取得し、耕作、経営拡張することを目的とした申請です。</p> <p>申請地は、農用地区域内の農地であり、面積は1,642 m<sup>2</sup>、権利者の耕作面積は、9,192 m<sup>2</sup>であり、農用地区域内の農地を取得する場合の下限面積は5,000 m<sup>2</sup>の為、基準を満たしております。</p> <p>その他機械、技術、労働力に関しても問題はないと考えます。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。</p> <p>ご質疑ございますか。</p> <p>（なし声）</p> <p>「質疑なし」ということですので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p>
議長	<p>議案第1号3番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。</p> <p>（挙手全員）</p> <p>挙手全員であります。</p> <p>よって議案第1号3番は承認されました。</p> <p>つづきまして、議案第1号4番につきまして、担当委員が欠席しておりますので、事務局説明をお願いします。</p>
事務局（樋口）	<p>議案第1号4番について、説明いたします。</p> <p>申請地の所在につきましては別添資料をご覧ください。</p> <p>吉野小学校より東の方向約1.5kmに位置する農地です。</p>

	<p>権利者は新規に就農するにあたり、義務者が申請地での耕作を行っておらず、今後も耕作の予定もなかったことから、売買による所有権移転をすることとなりました。</p> <p>営農計画としましては、バナナの栽培を行う計画です。</p> <p>また、今回の案件は、今後、義務者による耕作の継続困難が見込まれる申請地を取得、耕作し、経営拡張することを目的とした申請であります。</p> <p>申請地は、農用地区域外の農地であり、面積は3,625㎡です。</p> <p>農業委員会が定める下限面積は農振農用地以外の農地を取得する場合1,000㎡のため、基準を満たしております。</p> <p>また、機械、技術、労働力に関しても問題はないことを確認しています。</p> <p>なお、本案件は、市内で初めて農地を取得する営農計画のため、先ほど会長からお話がありましたとおり、本総会に先立ちまして、11月18日に運営委員会で権利者による営農計画等の説明を受け、審査を行っています。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明は終わりました。</p> <p>なお、本案件につきましては、事務局から説明がありましたとおり、初めて正式に農地を取得することでありましたので、運営委員会を開催し、審査を実施いたしましたので、その結果について、稲村委員長より報告をお願いします。</p>
運営委員長	<p>それでは、私からただ今の件について報告いたします。</p> <p>去る11月18日に運営委員会を開催いたしました。</p> <p>出席者は、運営委員2名欠席で、7名の出席、並びに説明者として申請者の■■■■および事務局でした。</p> <p>審査の過程において、事務局及び申請者から営農計画及び展望等の説明を受け、質疑応答を行いました。</p>

	<p>その中で、これまでにないバナナの栽培ということで、病害虫の対策、暖房に関することや、イノシシ・シカ等の有害鳥獣対策などについての質疑がなされ、その後、市内において農地を所有し、営農を行う者として適格であることについて採決を行った結果、出席した運営委員全員の賛成となりました。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。</p> <p>ご質疑ございますか。</p>
澤邊委員	<p>申請者の年齢は、何歳ですか。</p>
事務局（樋口）	<p>●歳です。</p>
議長	<p>他に質問ありますか。</p> <p>（なし声）</p> <p>「質疑なし」ということでありますので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p>
議長	<p>議案第1号4番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。</p> <p>（挙手全員）</p> <p>挙手全員であります。</p> <p>よって議案第1号4番は承認されました。</p>
議長	<p><b>【議案第2号】</b></p> <p>次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>議案第2号1番につきまして、担当委員の現地調査及び説明を7番大後 委員お願いします。</p>

大後委員	<p>議案第2号1番について申請地を12月5日に確認しましたので、説明いたします。</p> <p>申請地の所在につきましては別添資料をご覧ください。</p> <p>富津聖苑より西の方向約350mに位置する農地であります。</p> <p>申請地は、現在耕作されておらず、今後も耕作の予定がないことから、維持管理に苦慮していたところ、権利者から太陽光発電事業用地とすることについて申し入れがあり、話がまとまったことから、地上権設定を伴う農地転用申請をすることとなりました。</p> <p>周辺農地には、影響がないよう計画されており問題はありません。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>担当委員の説明は終わりました。事務局補足説明をお願いします。</p>
事務局（樋口）	<p>ただいまの大後委員の説明に補足させていただきます。</p> <p>農地区分に関しては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。</p> <p>造成は整地のみ行い、埋め立てはありません。</p> <p>また、用水の引き込みはなく、汚水・雑排水の発生もありません。雨水については自然浸透としています。</p> <p>資金については、工事費に対し自己資金での支払となっており、添付書類から確認済みです。</p> <p>太陽光発電施設用地として利用するにあたり、立地基準、一般基準など全て満たしており、問題ないと考えます。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。</p> <p>ご質疑ございますか。</p> <p>（なし声）</p> <p>「質疑なし」ということですので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p>

議長	<p>議案第2号1番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。  (挙手全員)  挙手全員であります。  よって議案第2号1番は承認されました。</p>
議長	<p>つづきまして、議案第2号2番につきまして、担当委員の現地調査及び説明を10番 森田 委員お願いします。</p>
森田委員	<p>議案第2号2番について申請地を12月4日に確認しましたので、説明いたします。</p> <p>申請地の所在につきましては別添資料をご覧ください。</p> <p>富津市役所より南西の方向約1.3kmに位置する農地であります。</p> <p>権利者は現在、現在木更津に居住しており、東京において自動車関連のレンタル・ハイヤー等の総合事業を法人として行っており、本社近郊における駐車場代等の維持費等を考慮し、権利者の居住地近くで利用できる土地を探したものの、価格の条件が合わなかったため、位置・価格等条件に合う富津市の本件土地に隣接する土地を購入・利用していました。</p> <p>しかし、その土地が満車状態となってしまったため、義務者から申請地の使用の承諾を得て、売買での所有権移転で協議が整ったことから、駐車場用地として申請しました。</p> <p>周辺農地には、影響がないよう計画されており問題はありません。  以上です。</p>
議長	<p>担当委員の説明は終わりました。事務局補足説明をお願いします。</p>
事務局(樋口)	<p>ただいまの森田委員の説明に補足させていただきます。</p> <p>農地区分に関しては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。</p> <p>造成は整地のみ行い、埋め立てはありません。</p>

	<p>また、用水の引き込みはなく、汚水・雑排水の発生もありません。雨水については自然浸透としています。</p> <p>資金については、工事費に対し自己資金での支払となっており、添付書類から確認済みです。</p> <p>駐車場用地として利用するにあたり、立地基準、一般基準など全て満たしており、問題ないと考えます。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。</p> <p>ご質疑ございますか。</p> <p>(なし声)</p> <p>「質疑なし」ということでありますので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p>
議長	<p>議案第2号2番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員であります。</p> <p>よって議案第2号2番は承認されました。</p>
議長	<p><b>【議案第3号】</b></p> <p>次に、議案第3号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。</p> <p>本議案につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項に、農用地利用集積計画については、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画を定めることとなっていることから、審議をするものであります。</p> <p>事務局より説明をお願いします</p>
事務局(樋口)	<p>議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、ご説明いたします。</p>

3 ページをご覧ください。

今回の権利設定は、農地中間管理事業を活用した農地利用集積で、  
と、  
です。

利用権の設定を受ける土地は、54 筆です。

貸し手及び対象農地について説明いたします。

に利用権を設定する農地について、の対象の農地は障子谷の 6 筆 7,907 m<sup>2</sup>で、権利の種類は賃借、利用内容は田、期間は 5 年間です。

千葉県園芸協会に利用権を設定する農地について、3 ページ目の中ほどから 4 ページ目の下から 3 行目まで西川の農地 46 筆 95,321 m<sup>2</sup>の利用権設定がありますが、令和元年 8 月から、市の農林水産課、君津農業事務所、園芸協会、農協、農業委員、推進委員、西川地区の耕作者で話し合い、また、その結果を地権者にアンケートを実施する等、人・農地プラン策定の準備を進めてきました。

この度、西川地区人・農地プランを策定するうえで話し合われている中で、中心経営体に農地を集積するにあたって、中間管理機構に利用権を設定するものです。貸し手および対象農地は 3～4 ページに記載のとおりとなります。

西川地区人・農地プランに係る利用権設定以外では、の対象の農地は本郷の 1 筆 1,002 m<sup>2</sup>、の対象の農地は二間塚の 1 筆 945 m<sup>2</sup>です。

以上で説明を終わります。

議長

事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。

ご質疑ございますか。

(なし声)

「質疑なし」ということですので、質疑を打ち切り採決に入ります。

議長	<p>議案第3号につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員であります。</p> <p>よって議案第3号は承認されました。</p>
議長	<p><b>【議案第4号】</b></p> <p>次に、議案第4号「農用地利用配分計画について」を議題といたします。</p> <p>本議案については、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項により農用地利用配分計画の案の作成において、農業委員会の意見を聞くものとなっていることから、意見を求めるものであります。</p> <p>本案件につきましては、農業者2名、法人2社の配分計画が対象であり、<span style="background-color: black; color: black;">                    </span>が関係する法人及び<span style="background-color: black; color: black;">                    </span>が権利の設定を受ける計画が含まれております。</p> <p>よって、本件につきましては、農業委員会会議規則第10条の規定により稲村委員、大後委員につきましては一時退席をお願いいたします。</p> <p>(稲村委員、大後委員退席)</p>
議長	<p>事務局から説明をお願いします。</p>
事務局(樋口)	<p>議案第4号 農用地利用配分計画案について説明いたします。</p> <p>議案第4号は、議案第3号で利用集積した農地を、農地中間管理機構から農地を借りる人へ配分する計画です。</p> <p>今回の利用配分計画案の借り手のうち、先ほど議案第3号にて説明いたしました西川地区人・農地プランに関する配分については、<span style="background-color: black; color: black;">                    </span> <span style="background-color: black; color: black;">                    </span>、<span style="background-color: black; color: black;">                    </span>、<span style="background-color: black; color: black;">                    </span>となります。</p> <p>本郷、二間塚に関する配分については、<span style="background-color: black; color: black;">                    </span>になります。</p> <p>先ほど3号議案で集積した土地で、今回権利を設定する土地のうち、西川地区人・農地プランに関するものは、<span style="background-color: black; color: black;">                    </span>に7筆19,676</p>

	<p>m<sup>2</sup>、■■■■■■■■■■に 26 筆 49,633 m<sup>2</sup>、■■■■■■■■■■  ■■■■■■■■■■に 13 筆 26,012 m<sup>2</sup>で、合計面積は 95,321 m<sup>2</sup>、権利の種類はいずれも賃借です。</p> <p>■■■■■■■■■■については 2 筆 1,947 m<sup>2</sup>で、権利の種類はいずれも賃借です。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。</p> <p>ご質疑ございますか。</p> <p>(なし声)</p> <p>「質疑なし」ということでありますので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p>
議長	<p>議案第 4 号について、原案に同意する委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員であります。</p> <p>よって本件は原案に対し同意といたします。</p> <p>(稲村委員、大後委員着席)</p>
議長	<p><b>【軽微な農地改良に伴う届出】</b></p> <p>次に「軽微な農地改良に伴う届出」、事務局よりお願いします。</p>
事務局(樋口)	<p>軽微な農地改良に伴う届出について説明いたします。</p> <p>千葉県農地転用事務指針では、農地を埋め立てて農地改良をするには、一時転用の許可が必要ですが、農地に埋立てを行う際、高さ 1 メートル未満であり、工事期間が 3 カ月以内、従前の土質と同等以上の土砂を搬入するなどの要件を満たせば、軽微な農地改良として、届出で足りることとしています。</p> <p>申請地は軟弱地、ぬかり田であり、耕作機械を使用することが困難であるため、山砂を搬入し、農地改良するための届出がありました。</p>

	<p>農地改良に関する要件、記載内容及び添付書類の不備はありませんでしたので、届出を受理しました。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>【専決処分報告について】</p> <p>次に「専決処分報告について」、事務局長よりお願いします。</p>
事務局長	<p>市街化区域内にある農地の専決処分について報告をさせていただきます。</p> <p>農地法第5条第1項第7号の規定による届け出でございますが、1番につきましては、専用住宅用地として所有権を移転するもので面積は、208 m<sup>2</sup>です。</p> <p>本届出につきまして、添付書類も含め完備しておりましたので事務局長専決により、書類を受理いたしました。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>事務局長の専決処分の報告は終わりました。</p>
議長	<p>以上で本日の案件はすべて終了いたしました。</p>
議長	<p>そのほかに、委員さんの方から何かありますか。</p>
議長	<p>事務局何かありますか。</p>
事務局(赤井)	<p>1 農業者年金の推進活動について</p> <p>前回会議で依頼した年金加入推進の戸別訪問に係る活動記録簿とアンケートを回収する。本日回収できない分については、年内に事務局まで提出をお願いします。</p>
議長	<p>皆様には、慎重審議を賜りまして、ありがとうございました。</p>

これもちまして第 579 回の定例農業委員会を終了します。

なお、次回農業委員会総会は 1 月 6 日水曜日 場所は 401 会議室で  
午後 1 時 3 0 分から開催いたします。

閉会 午後 2 時 3 分